

令和 8 年度分 宿泊税申告・納入の方法等について

1 申告と納入の期限について

- ・ 特別徴収義務者は、各月の宿泊に係る宿泊税について、宿泊税納入申告書を提出し、その税額を下表の期限までに納入してください（月末が土日祝日、年末年始に当たる場合は、翌開庁日を期限としています）。
- ・ 申告書の提出と税額の納入は、どちらも期限内に行う必要があります。期限内に申告又は納入をしなかった場合には、加算金や延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

宿泊のあった月	通常の申告・納入期限	初年度特例適用の承認を受けた場合※
令和 8 年10月分	令和 8 年11月30日（月）	令和 9 年 3 月31日（水）※
令和 8 年11月分	令和 9 年 1 月 4 日（月）	
令和 8 年12月分	令和 9 年 2 月 1 日（月）	
令和 9 年 1 月分	令和 9 年 3 月 1 日（月）	
令和 9 年 2 月分	令和 9 年 3 月31日（水）	令和 9 年 3 月31日（水）

※「初年度特例適用の承認を受けた場合」とは

- 町へ当該承認申請を行い、承認を受けることにより、申告・納入期限を上記最右列の期限にすることができます。
- 令和 9 年 2 月分は、特例を使わない場合でも通常の期限が令和 9 年 3 月 31 日です。このため、令和 8 年 10 月分から特例の承認を受けている方は、実質 10 月分～翌 2 月分までを、令和 9 年 3 月 31 日までに申告・納入することができます。

📄 まだ初年度特例を申請していない方で、利用を希望する場合は、宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認申請書（様式第 21 号）を、利用を希望する月分の通常の申告・納入期限までに町へ提出してください。



2 申告の方法について

今回は、導入初年度であるため、指定番号・特別徴収義務者・対象月等が記載された令和8年10月分～令和9年2月分までの納入書と、書き損じ用に白紙の納入書1枚を同封しています。令和9年度以降の申告書につきましては、今後送付の予定はありませんので、町ホームページ等から様式を各自で印刷等していただきご利用ください（印刷ができない方などは個別にご相談ください）。

➤申告期限までに、宿泊税納入申告書（様式第10号）に、宿泊のあった月、税率区分ごとの宿泊数及び税額などを記入し、提出してください。

➤宿泊税額が0円の月も、提出が必要です。

➤申告は原則として施設ごとに行います。ただし、「複数施設の合算申告納入の承認」※を受けている場合には、対象施設分をまとめて申告できます。

この場合、施設ごとの内訳のわかる資料を添付してください。



【那須町宿泊税HP】

☞申告書等の様式は町ホームページにも掲載しています。

※「複数施設の合算申告納入の承認」とは

宿泊税の申告及び納入は、原則として宿泊施設ごとに行います。ただし、同一の特別徴収義務者が複数の宿泊施設を経営している場合は、事前に申請し、町の承認を受けることにより、対象施設分を合算して申告・納入することができます。

☞まだ合算申告納入の承認申請をしていない方で、適用を希望する場合は、宿泊税合算申告納入承認申請書（様式第12号）に、合算を希望する全ての施設及び適用希望時期を記載して、町へ申請してください。承認後に、合算による申告・納入が可能となります。



【記入例】

様式第10号(第8条関係)		※必ず記入してください。			
宿 泊 税 納 入 申 告 書		指定番号※	1000		
令和8年 11 月 30 日					
那 須 町 長 様					
特別徴収義務者					
住所(所在地) 大字寺子丙3-13					
氏名(名称) 那 須 太 郎					
宿泊税の納入について、那須町宿泊税条例第10条第1項の規定により、下記のとおり申告します。					
宿泊施設	所在地	大字寺子丙3-13			
	名 称	民泊 那 須 太 郎			
令和8年 10月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額	
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	14 泊	100 円	1,400 円
		10,000円以上20,000円未満	2 泊	300 円	600 円
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円
		100,000円以上	泊	3,000 円	円
	A 課税対象	16 泊	納入すべき 金 額	2,000 円	
	B 課税免除	泊			
C 総宿泊数(A+B)	16 泊				
年 月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額	
	宿泊料金 (1人1泊)	10,000円未満	泊	100 円	円
		10,000円以上20,000円未満	泊	300 円	円
		20,000円以上30,000円未満	泊	500 円	円
		30,000円以上50,000円未満	泊	800 円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,500 円	円
		100,000円以上	泊	3,000 円	円
	A 課税対象	泊	納入すべき 金 額	円	
	B 課税免除	泊			
C 総宿泊数(A+B)	泊				
注 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。 ただし、那須町宿泊税条例第10条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。					

延べ宿泊数※及び税額等をご記入ください。

※宿泊数の考え方

(例) 3人組の宿泊客が2泊した場合 ⇒ 3人×2泊=6泊とカウント

【 申告書の提出方法 】

- ・ メール等による電子申告（メールアドレス：zeimu@town.nasu.lg.jp）
- ・ 那須町税務課の窓口へ持参
- ・ 那須町税務課へ郵送（控えの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。）

※郵送の場合、町税務課へ到着した日が申告日となります。ただし、郵便局の消印がある場合は、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

※eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告については、令和8年11月末以降に対応できるよう準備を進めています。

3 納入の方法について

申告した宿泊税は、納入期限までに、同封の宿泊税納入書を使用して取扱金融機関の窓口で納入するか、インターネットバンキング等により町の口座へ振り込んでください。

※eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告については、令和8年11月末以降に対応できるよう準備を進めています。

【 納入書を使用できる取扱金融機関等 】

取扱窓口	
那須町役場 本庁・支所	大田原信用金庫 本店・支店
足利銀行 本店・支店（出張所）	白河信用金庫 本店・支店（出張所）
栃木銀行 本店・支店（出張所）	那須信用組合 本店・支店（出張所）
福島銀行 本店・支店（出張所）	那須野農業協同組合 本店・支店（出張所）

【 那須町口座 】

金融機関	足利銀行 黒田原支店（普通預金）
口座番号	7 1 4
口座名義	ナスマチカイケイカンリシャ（那須町会計管理者）

振込手数料が発生する場合は、特別徴収義務者のご負担となります。

※振込時は、振込依頼人名に指定番号を加えるなど、納入者が確認できるようご協力ください。 例：「1000ナスタロウ」

※初年度特例適用の承認を受けている場合でも、町の口座へ直接振り込む際は、対象月ごとに分けて入金をお願いいたします。初年度特例は、各月分の申告・納入期限をそれぞれ延長する制度ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 納入書（及び納入済通知書）について

今回は、指定番号・特別徴収義務者・対象月等が記載された令和8年10月分～令和9年2月分までの納入書と、書き損じ用に白紙の納入書1枚を同封しています。

- ・該当する宿泊月の納入書に、『税額』及び『合計』を記載してください。
- ・（複数施設）合算申告納入の承認を受けている場合でも各月ごとの納入書により納入してください。
- ・令和9年3月分以降に使用する納入書は、令和9年2月頃に改めて送付する予定です。

【記入例】

様式第11号(第8条関係)		様式第11号(第8条関係)	
町 税		町 税	
納入書及び納入済通知書		領 収 証 書	
指定番号 1000	特別徴収義務者 住所(所在地) 大字寺子丙3-13 氏名(名称) 那須 太郎	指定番号 1000	特別徴収義務者 住所(所在地) 大字寺子丙3-13 氏名(名称) 那須 太郎
令和8年度		令和8年度	
宿 泊 税	納	宿 泊 税	様
令和8年 10月分		令和8年 10月分	
税 額	2,000 円	税 額	2,000 円
延 滞 金 額		延 滞 金 額	
加 算 金 額		加 算 金 額	
合 計	2,000 円	合 計	2,000 円
納 期 限	年 月 日	納 期 限	年 月 日
摘 要	申告、更正、決定	摘 要	申告、更正、決定
納入場所 那須町役場 本庁・支所 足利銀行 本店・支店(出張所) 栃木銀行 本店・支店(出張所) 福島銀行 本店・支店(出張所) 大田原信用金庫 本店・支店 白河信用金庫 本店・支店(出張所) 那須信用組合 本店・支店(出張所) 那須野農業協同組合本店・支店(出張所)		上記のとおり領収しました。	
領収		領収日付印	
(町 保 管) 那 須 町		(納 入 者 保 管) 那 須 町	

金額を記入してください。

5 その他

【特別徴収事務に係る交付金の創設（予定）について】

那須町では、宿泊税の特別徴収事務に対する交付金制度として、期限内に適正に申告・納入された宿泊税額を基礎として、その3.0%に相当する額を交付する予定です。
なお、令和8年10月1日から令和13年2月末日までに行われた宿泊に係る宿泊税については、交付率を3.5%とする予定です。また、交付金の交付時期は令和9年度を予定しています。
詳細につきましては、制度決定後に改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

【 那須町税務課庶務諸税係 】

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

TEL : 0287-72-6936

FAX : 0287-72-0904

メール : zeimu@town.nasu.lg.jp



【那須町宿泊税HP】